第73号議案

品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成29年11月24日

品川区長 濱 野 健

品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例

品川区立従前居住者用住宅条例(平成6年品川区条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(名称等)

第3条 従前居住者用住宅の名称、所在地および戸数は、次のとおりとする。

名称	所在地	戸数
品川区立ソレイユ戸越	東京都品川区戸越一丁	10戸
	目4番6号	
品川区立ソレイユ中延	東京都品川区中延一丁	3 1戸
	目10番12号	

第19条中「および第22条から第24条まで」を削る。

別表を次のように改める。

別表 (第10条関係)

名称	使用料(月額)
品川区立ソレイユ戸越	74,700円
品川区立ソレイユ中延	87, 300円

付 則

1 この条例は、平成30年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、

公布の日から施行する。

2 品川区立ソレイユ中延の使用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) ソレイユ中延を設置するとともに、従前居住者用住宅の使用料の限 度額および使用区分を見直す必要がある。